

●秋田なまはげの会創立10周年記念●

消費者問題シンポジウム



「めいわく勧誘」のない社会へ ～^{やす}野洲市^{やす}くらし支えあい条例から考える～



〈ごあんない〉

電話勧誘や訪問販売など、相変わらず「めいわく勧誘」が続いています。『〇〇を買いませんか』『〇〇をとりかえませんか』などの「めいわく勧誘」は高齢者や障がい者など、社会的弱者が消費者トラブルに巻き込まれる一因になっています。また、民法改正により成年年齢が引き下げられると、これまで未成年として保護されていた18歳・19歳の若者の消費者トラブルが増加するのではないかと心配されています。

規制緩和にともない、インターネットの切り換え勧誘も増えています。

平成28年10月、滋賀県野洲市で「くらし支えあい条例」が施行されました。消費者・事業者・地域がともにくらしをよりよくしていくことを目的に、消費者トラブルの解決力強化や消費者トラブルの未然・拡大防止をはかるため、地域の見守り活動を強化したほか、野洲市内で訪問販売を行う業者の登録制度を開始しました。

今回のシンポジウムでは、野洲市くらし支えあい条例を学び、秋田でも「めいわく勧誘」のない安心してくらす社会をつくるために、一緒に考えていきましょう。

とき

平成29年

4月29日(土)

13:00～16:00

ところ

秋田市文化会館

5F 大会議室

参加費：無料

事前申込み：不要(直接会場へ)

主催/秋田なまはげの会

秋田市山王6丁目22-6

ラポール山王郷A-1

TEL・FAX 018-862-2253

●発表者

◇^{しょうず}生水裕美氏(野洲市市民生活相談課)
～野洲市くらし支えあい条例について～

◇近江直人氏(弁護士・秋田なまはげの会会長)
～秋田の不招請勧誘禁止運動について～

●パネルディスカッション

- ・ 圓山茂夫(明治学院大学法学部准教授)
- ・ 吉岡和弘(弁護士・仙台弁護士会)
- ・ 齋藤雅弘(弁護士・東京弁護士会)
- ・ 生水裕美(野洲市市民生活相談課)
- ・ 近江直人(弁護士・秋田なまはげの会会長)

〈後援〉秋田県、秋田市、秋田弁護士会
秋田県司法書士会
公益社団法人全国消費生活相談員協会